

## 鹿沼市随意契約見積心得

### 1. 趣 旨

この心得は、鹿沼市が行う随意契約における見積書の徴取その他の取扱いについて、随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するため、鹿沼市並びに見積者双方が守らなければならない事項を定めたものです。

### 2. 法令等の遵守

見積者は、地方自治法等その他関係法令、鹿沼市財務規則及び鹿沼市建設工事執行規則に定めるもののほか、この心得を遵守してください。

### 3. 公正な見積りの確保

(ア) 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。

(イ) 見積者は、他の見積者と、見積価格又は見積意思について相談を行わないこと。

(ウ) 見積者は、第15条の規定による契約の相手方を決定する前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示しないこと。

### 4. 見積書の徴取

市は、原則2人以上の者から見積書を徴するものとします。ただし、地方自治法施行令及び鹿沼市財務規則の規定に該当する場合は、1人の者から見積りを徴することができます。

### 5. 市内業者の優先的活用

市が見積者を選定するにあたっては、市内業者の育成及び地域の活性化を図るため、市内に本社を有する業者を優先します。ただし、市が特別な事情があると認める場合は、この限りではありません。

### 6. 仕様書等の熟知

見積者は、市の見積依頼書等（仕様書・設計書・図面その他関係書類）に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければなりません。

### 7. 仕様書等についての質問

見積者は、仕様書等に質問があるときは、質問書を市に提出してください。ただし、見積書の提出期限について特に指示があった場合は、これに従ってください。

なお、質問書に対する回答は、直接質問者へ、原則、ファクシミリで回答します。

また、回答の閲覧については、市の指定する日時、場所において行います。

### 8. 予定価格の設定

市は、当該契約金額を決定する基準として、全ての随意契約においてあらかじめ予定価格を定めなければなりません。

### 9. 見積書の提出

(ア) 見積者は、市が指定した提出の日時、場所及び提出方法に従い見積書を提出してください。

(イ) 見積者は、原則、鹿沼市建設工事執行規則（第5条様式第1号の2）により見積書を作成し、記名押印の上、提出してください。

(ウ) 見積者は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を見積書に記載してください。

(エ) 見積者は、見積書を提出した後に、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(オ) 見積者は、代理人により見積書を提出させるときは、委任状を持参させなければなりません。

(カ) 見積者又は見積者の代理人は、当該見積りに係る他の見積者の代理をすることはできません。

(キ) 前各項の規定は、市が別に指示する場合は適用されません。

#### 10. 見積りの辞退

- (ア) 見積者は、見積合わせが完了するまでは、いつでも見積りを辞退することができます。
- (イ) 見積者は、見積りを辞退するときは、次のとおり申し出てください。
  - (1) 見積合せ前の場合は、見積辞退届（任意）を市に直接持参、又は郵送（見積合せ日の前日までに到達すること。）により提出してください。
  - (2) 見積合せ中の場合は、見積辞退届（任意）又はその旨を明記した見積書を、見積合せ執行者に直接提出してください。
- (ウ) 見積者が前項により入見積合わせを辞退した場合、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを受けることはありません。

#### 11. 見積書の取り止め等

市が見積合わせを公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、見積合せの執行を延期、又は取りやめることがあります。

#### 12. 再度の見積り

- (ア) 提出された見積書に予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、必要に応じ、市が指定する日時及び場所において再度見積合せを行うことがあります。
- (イ) 再度見積合せをする場合は、最低の価格で見積った者に2回目の見積書提出を依頼します。ただし、市が必要があると認める場合は、最低の価格で見積った者に加えて見積価格の低い複数の者から見積書提出を依頼することがあります。
- (ウ) 2回目の見積合せにおいても予定価格の制限の範囲内の価格に達した見積がないときは、2回目の最低の価格で見積った者から3回目以降の見積書提出を依頼することがあります。
- (エ) 1回目の見積りにおいて無効とされた見積書を提出した見積者は、失格となり、2回目の見積り以降には参加できません。同様に、再度の見積りにおいて無効とされた見積書を提出した者も、失格となり、3回目の見積りには参加できません。

#### 13. 無効の見積り

- (ア) 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。
  - (1) 見積者以外の者がした見積り
  - (2) 指定した提出の日時、場所及び提出方法により提出されなかった見積り
  - (3) 委任状を持参しない代理人のした見積り
  - (4) 記名押印を欠く見積り
  - (5) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載が不鮮明な見積り
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
  - (7) 談合その他不正行為により行ったと認められる見積り
  - (8) 同一の見積合せについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積り
  - (9) 鹿沼市から示した条件以外を付した見積り
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り
- (イ) (ア)に該当する見積りを行った者に対して、理由等について市が調査することがあります。この場合、当該見積りを行った者は、市が行う調査に応じなければなりません。

#### 14. 見積書の取扱い

見積者から提出された見積書は、見積合せ前も含め返却しません。見積者が談合その他不正行為により見積りを行ったと認められる場合には、見積書を公正取引委員会に提出する場合があります。

#### 15. 契約の相手方の決定

見積者のうち、契約の目的に応じて、市が予定価格の制限の範囲内で最も適当と認めた者を、契約の相手方とします。

#### 16. 同価格の見積りをした者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定

- (ア) 契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、市が指定する日時及び場所において、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定します。
- (イ) (ア) の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務に関係のない職員にくじを引かせることができます。

17. 契約相手方決定の通知

- (ア) 契約の相手方となった者は、速やかに契約の手続きを開始してください。
- (イ) 見積合せの結果、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方とならなかった見積者に対し、契約相手の名称及び契約予定金額を電話等で通知します。

18. 契約書等の提出

- (ア) 契約の相手方となった者は、決定通知を受取った日から7日以内（決定通知に指示した日まで）に、市が指定した契約書又は請書に記名押印し、提出してください。
- (イ) 市が指定した期間内に契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失います。

19. 異議の申立

見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議申し立てることはできません。

附 則

この心得は、平成29年4月1日から施行する。